

通所介護サービス利用契約書 デイサービス ほほえみ

____様（以下「利用者」といいます。）と(有)イシワタ(以下「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う通所介護サービスについて、次のとおり契約します。

第1条(契約の目的)

事業所は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通所介護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条(契約期間)

1. この契約の期間は、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。
2. 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条(通所介護計画)

1. 事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「通所介護計画」を作成します。事業者は、この「通所介護計画」の内容を利用者およびその家族に説明します。
2. 事業者は、前項の「通所介護計画」について利用者による確認を受けた後、その控えを利用者に交付します。

第4条(通所介護の提供場所・内容)

1. 通所介護の提供場所は、デイサービスほほえみです。所在地は【重要事項説明書】のとおりです。
2. 事業者は、第3条に定めた通所介護計画に沿って通所介護を提供します。事業者は通所介護の提供にあたり、その内容について利用者に説明します。
3. 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は可能な限り利用者の希望に添うようにします。

第5条(サービス提供の記録)

1. 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後2年間保管します。

2. 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する前項のサービス提供記録を閲覧及び謄写できます。

第6条(料金)

1. 利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
2. 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月15日までに利用者に送付します。
3. 利用者は、当月の料金の合計額を翌月27日までに口座引落の方法により支払います。
4. 事業者は、前項による口座引落を確認した後、利用者に対し領収書を発行します。

第7条(サービスの中止)

1. 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の前日午後5時まで(サービス提供日が月曜日の場合は、その前の金曜日の午後5時まで)に連絡することにより、サービスの利用を中止することができます。
2. 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、通所介護の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取扱いについては、【重要事項説明書】に記載したとおりです。

第8条(料金の変更)

1. 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料およびその他の単価の変更(増額または減額)を申し入れることができます。
2. 利用者が、料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わします。
3. 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第9条(契約の終了)

1. 利用者は、事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
3. 利用者は、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、直ちにこの

契約を解約することができます。

- ①事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ②事業者が守秘義務に反した場合
- ③事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ④事業者が破産した場合

4. 事業者は、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ①利用者のサービス利用料金の支払が当社が請求書を発行後3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合
- ②利用者が正当な理由なくサービスの中止を5回以上繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
- ③利用者またはその家族が事業者やそのサービス従事者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

5. 次の事由が該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ①利用者が介護保険施設に入所した場合
- ②利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ③利用者が死亡した場合

第10条(秘密保持)

- 1. 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する個人情報(個人情報保護法第2条1項による定義と同様とします。)を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2. 事業者は、利用者又はその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該個人情報を利用しません。

第11条(賠償責任)

事業者は、サービス提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体または財産を侵害した場合には、利用者に対して、これによって生じた損害を賠償します。

第12条(緊急時の対応)

事業者は、現に通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、家族またはあらかじめ届けられた緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第 13 条(災害時の対応)

1. 事業者は、通所型サービスの提供を行っているときに非常災害が発生した際は、関係機関への通報等、必要な措置を講じます。

第 14 条(連携)

1. 事業者は、通所介護の提供にあたり、介護支援専門員および保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
2. 事業者は、第 9 条第 2 項ないし第 4 項に基づいて解約の通知をする際は、事前に介護支援専門員に連絡します。

第 15 条(虐待の禁止)

サービス従事者は利用者に対して、心身に苦痛を与える行為や人格を辱める行為は決しておこないません。

第 16 条(相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、通所介護等に関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応します。

第 17 条(契約に定めのない事項)

この契約に定めのない事項および契約の内容の解釈について相違が生じた場合には、介護保険法令その他諸法令の定めを尊重し、および契約の趣旨に従い、両当事者間で信義誠実をもって協議の上、これを解決します。

第 18 条(裁判管轄)

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記契約を証するため、本書を 2 通作成し、利用者および事業者が署名押印の上、各自 1 通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

[事業者] (指定番号 1 3 7 2 0 0 6 0 9 6)

事 業 者 有限会社イシワタ

住 所 東京都練馬区小竹町 1-35-2

代表者名 石 綿 敏 英 ⑩

[利用者]

住 所

氏 名 ⑩

[代理人]

住 所

氏 名 ⑩